

特殊詐欺被害防止に向けた ATM 利用限度額 変更のお知らせ

令和 8 年 2 月

組合員・利用者 各位

えちご上越農業協同組合

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、社会的に深刻な問題となっている特殊詐欺の発生状況を受け、組合員・利用者が安心してキャッシュカードなどをご利用いただけるよう、被害の発生・拡大を防ぐ対策に取り組んでおります。

この度、ATMにおいて組合員・利用者の貯金が不正に払い出される特殊詐欺の犯罪が増加していることを受けて、キャッシュカードによる取引時の 1 日あたりの利用限度額を以下のとおり変更させていただきます。

組合員・利用者にはご不便をおかけいたしますが、警察庁からの要請も踏まえた対応であり、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象の方

新潟県内のJAでキャッシュカードをお持ちの方

2. 実施日

令和 8 年 6 月 1 日（月）

3. 変更内容

媒体種別	対象取引	変更前	変更後
IC キャッシュカード JA カード（一体型）	IC 取引	100 万円	50 万円
磁気ストライプ キャッシュカード	磁気取引	50 万円（変更なし）	

※ 県内外 JA ならびに提携金融機関 ATM、コンビニ・ゆうちょ ATM でのお引出し額、お振替額、お振込額とデビットカードご利用額を合算し、1 日あたりの利用限度額が 50 万円となります。

※ ご利用限度額を個別に設定している組合員・利用者は、引き続き現在のご利用限度額でご利用いただけます。

※ ご利用限度額の変更をご希望される場合は、お取引のある支店にお問い合わせください。

※ 満 70 歳以上かつ 3 年以上、①窓口または ATM でお取引がない個人の組合員・利用者、②ATM でのキャッシュカードによるお振込みがない個人の組合員・利用者は、ATM でのお取引が制限されておりますので、お取引のある支店にお問い合わせください。

以 上